

別紙（第9条関係）

個人情報の保護に関する取扱仕様書

1 個人情報保護の基本原則

受託者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

受託者は、この契約に基づく業務に関して、知り得た個人情報の内容を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 使用者への周知

受託者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報保護の徹底について周知しなければならない。

4 適正な管理

受託者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止を図るため、管理責任者を選任し、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

5 収集の制限

受託者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、本人から直接収集しなければならない。

6 利用及び提供の制限

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約に基づく業務に係る個人情報を当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

7 複写、複製の禁止

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約に基づく業務を実施するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

8 資料等の返還

受託者は、この契約に基づく業務を実施するために委託者から提供され、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

9 事故発生時における報告

受託者は、この個人情報の保護に関する取扱仕様書に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。